

ST マーク使用許諾契約違反案件に関する処分について

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分内容
株)ロゴスコーポレーション 本社：大阪府大阪市住之江区 平林南2丁目11番1号	ST 検査の判定が出る前に ST マークを付して商品を出荷。検査の結果、ST基準に適合していなかった。 商品については、自社ホームページにより、消費者からの回収を行った。	違約金 12 万円 (ST 申請停止 1 ヶ月に相当する違約金の 1 / 2)